

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和3年9月27日

全国健康保険協会鹿児島支部
支部長 大坪 信一

1 調達内容

(1) 調達件名

全国健康保険協会鹿児島支部被扶養者資格再確認業務に係る労働者派遣委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 派遣期間

令和3年12月1日（水）から令和3年12月28日（火）及び
令和4年1月4日（火）から令和4年2月28日（月）
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。） 57日間

(4) 派遣場所（就業場所）

鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
全国健康保険協会鹿児島支部内

(5) 派遣人数

1名

(6) 見積競争方法

見積書を徴取し、全国健康保険協会鹿児島支部が定める調達見込額の範囲内で最も安価である者を契約候補事業者として決定する。見積書は、労働者派遣（一般事務）に係る1名あたりの時間単価にて記載すること。契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、見積書提出者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 平成31・32・33（令和1・2・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のA、B、C、又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料の未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年

金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 労働者派遣事業の許可等を受けている者であること。
- (10) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のいずれかの認証を取得していること。
- (11) 派遣元事業所の所在地（支店の場合は支店の所在地）が鹿児島市内であること。
- (12) その他、詳細は仕様書による。

3 提出書類等

- (1) 見積書（労働者派遣（一般事務）に係る1名あたりの時間単価にて記載したもの）
- (2) 上記2（4）の競争参加資格を確認できる書類
- (3) 上記2（7）の令和2年8月分から令和3年7月分までの保険料納付に係る領収証書（写）または納付証明書
- (4) 上記2（9）の労働者派遣事業の許可等を確認できる書類
- (5) 上記2（10）のプライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のいずれかの認証の写し

4 提出場所等

- (1) 仕様書の交付及び問い合わせ先

〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階
全国健康保険協会鹿児島支部 企画総務グループ
電話 099-219-1734（自動音声案内④） 担当：春山

- (2) 見積書等提出期限

日 時 令和3年10月22日（金） 17時00分

場 所 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階

全国健康保険協会鹿児島支部 企画総務グループ 担当：春山

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を押印したものを封筒に入れて提出すること。記入もれ、押印もれ及び判読できないものは無効とし、提出した見積書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。

- (3) 見積書の無効

記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した見積書は無効とする。競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。

- (4) 契約相手方の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会高知支部長が判断した資料を添付して見積

書を提出した者であって、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、見積事務に関係のない職員によるくじ引きにより契約の相手方を決定する。

- (5) 見積競争の結果については、決定業者のみに連絡する。(結果については、当協会受付に掲示する。)
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 詳細は仕様書による。

【参考】全国健康保険協会会計細則（抜粋）

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者をその期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。